



2024年7月19日

各 位

会 社 名 エ レ コ ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 石見 浩一
(コード番号 : 6750 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 専務執行役員 田中 昌樹
電 話 番 号 06-6229-2707

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年8月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 8,900 株
(3) 処分価額	1株につき1,689円
(4) 処分総額	15,032,100円
(5) 割当予定先	当社の取締役 2名 (※) 7,000 株 当社の執行役員 2名 400 株 当社子会社の取締役 4名 1,500 株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び当社子会社の取締役に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年6月26日開催の第34回定時株主総会において、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額99百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、並びに②譲渡制限期間を(i)3年以上で当社取締役会が定める期間又は(ii)譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間とすること、③(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、ご承認をいただいております。当該定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役に対して年33千株以内とご承認いただきましたが、当社は本制度導入後の2021年4月1日を効力発生日として当社の普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を実施したため、分割比率に応じて調整（2倍に増加）され、対象取締役に対して年66千株以内となっております。

また、当社は、2023年4月1日付で執行役員制度を導入したことに伴い、当社の執行役員に対しても、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、本制度と同様の制度を導入することにいたしました。

今般、当社及び当社子会社の取締役会において、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役（以下「対象役員」といいます。）8名に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計15,032,100円（うち対象取締役分は11,823,000円）の現物出資と引換えに当社の普通株式8,900株（うち対象取締役分は7,000株）を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2024年8月16日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日（当該日より株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点が遅い場合には、当該時点）までの間、当該契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、①当社の取締役については、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年の当社定時株主総会の日までの期間、②当社の執行役員については、払込期日の直前の4月1日から翌年の3月31日までの期間、③当社子会社の取締役については、払込期日の直前の当社子会社定時株主総会の日から翌年の当社子会社定時株主総会の日までの期間（以下、それぞれ「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日において、本役務提供期間開始日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は当該退任日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編

等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年7月18日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,689円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上